

株券上場廃止基準

(目 的)

- 第1条 本所に上場されている株券、優先出資証券及び外国株預託証券等の上場廃止については、この基準によるものとする。
- 2 この基準の変更は、取締役会の決議により行う。ただし、変更の内容が軽微な場合は、この限りでない。
- 3 前項に規定する取締役会の決議においては、自主規制委員会の同意を得るものとする。

(上場廃止基準)

- 第2条 上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。

(1) 株式の分布状況

次の a から c までのいずれかに該当する場合。ただし、本所が定めるところにより上場会社が a 又は c に定める期間の最終日後に行った公募、売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合の同日における株式の分布状況については、本所が定めるところにより取り扱うことができる。

- a 上場会社の事業年度の末日において、浮動株式数（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1号 a に規定する浮動株式数をいう。以下において同じ。）が1,000単位未満となった場合において、1か年以内に1,000単位以上となるとき。
- b 上場会社の事業年度の末日において、浮動株式数が上場株式数の5%未満である場合であって、上場会社が本所が定める日までに本所の定める公募、売出し又は数量制限付分売予定書を本所に

提出しないとき。

- c 上場会社の事業年度の末日において、株主数（株券上場審査基準第4条第1項第1号cに規定する株主数をいう。）が150人未満である場合において、1か年以内に150人以上とならないとき。

(2) 浮動株時価総額

上場会社の事業年度の末日において、浮動株時価総額（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第2号に規定する浮動株時価総額をいう。以下同じ。）が2億5千万円未満である場合において、1か年以内に2億5千万円以上とならないとき。ただし、市況全般が急激に悪化した場合において、本所がこの基準によることが適当でないと認めたときは、本所がその都度定めるところによる。

(3) 売買高

次のa及びbに該当する場合。ただし、a及びbに該当後3か月以内に、本所が別に定めるところにより公募、売出し又は立会外分売を行う場合は、この限りでない。

- a 最近1年間の月平均売買高が5単位未満である場合
b 本所及び株式会社東京証券取引所又は株式会社名古屋証券取引所に上場されている株券、優先出資証券及び外国株預託証券等については別に定めるところによる。

(4) 上場時価総額

上場時価総額が5億円に満たない場合において、9か月（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他本所が必要と認める事項を記載した書面を3か月以内に本所に提出しない場合にあっては、3か月）以内に5億円以上とならないとき。ただし、市況全般が急激に悪化した場合において、本所がこの基準によることが適当でないと認めたときの上場時価総額に係る基準については、本所がその都度定めるところによるものとする。

(5) 債務超過

上場会社が債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成11年法律第131号。以下「産活法」という。)第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(本所が適当と認める場合に限る。)には、債務超過の状態となってから2か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

(6) 銀行取引の停止

上場会社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

(7) 破産手続、再生手続又は更生手続

上場会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合。この場合において、本所が適当と認める再建計画の開示を行った場合には、当該再建計画を開示した日の翌日から1か月間の上場時価総額が5億円以上とならないとき。

(8) 事業活動の停止

上場会社が事業活動を停止した場合又はこれに準ずる状態になった場合

(9) 実質的存続性の喪失(不適当な合併等)

次のaからcまでに掲げる場合において、当該aからcまでのいずれかに該当すると本所が認めた場合

- a 上場会社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するものとして本所が定める行為(以下このaにおいて「吸収合併等」という。)を行った場合

当該上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めた場合において、当該上場会社(吸収合併等の前においては、当事者である非上場会社として本所が認める者をいう。)が3か年以内に株券上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合しないとき。

- b 会社が株券上場審査基準第4条第3項(第2号及び第4号を除く。)の規定の適用を受けて上場した場合(新設合併、株式移転又は新設分割をする場合における当事者がすべて上場会社である場合を除く。)

当該会社について株券上場審査基準第4条第3項第1号、第3号又は第5号に定める上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めた場合において、当該会社(同項第1号、第3号又は第5号に該当する前においては、審査対象である非上場会社として本所が認める者をいう。)が3か年以内に株券上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合しないとき。

- c 上場会社の支配株主(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(以下「適時開示等規則」という。)第2条第1項第2号gに規定する支配株主をいう。以下同じ。)若しくはその他の主要株主(法第163条第1項に規定する主要株主をいう。)のうち当該上場会社の意思決定機関を支配している者が変更した場合(変更後の支配株主が上場会社である場合を除く。)又は非上場会社により上場会社が子会社化(他の会社の子会社になることをいう。)された場合

当該上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めた場合において、当該上場会社が3か年以内に株券上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合しないとき。

(9)の2 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当（適時開示等規則第5条第1項第11号に規定する第三者割当をいう。）により支配株主が異動した場合において、3年以内に支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると本所が認めるとき。

(10) 有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延

2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書及び特定事業会社にあっては、中間監査報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の4の7第1項に定める期間の経過後1か月以内（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内）に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

(11) 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合
- b 上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書又は四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書（特定事業会社にあっては、中間監査報告書を含む。）において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（本所が別に定める場合を除く。以下このbにおいて同じ。）が、四半期レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論を表明しない」旨（特定事業会社の場合にあっては、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨を含む。）が記載され、かつ、その影響が重大であると

本所が認めた場合

(12) 上場契約違反等

上場会社が上場契約について重大な違反を行った場合，有価証券上場規程第3条の2，第12条の3の2第6項若しくは第13条第6項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなることとなった場合

(13) 株式事務代行機関への委託

上場会社（株券審査基準第4条第1項第9号ただし書に該当する上場会社を除く。）が株式事務を本所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

(14) 株式の譲渡制限

上場会社が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。ただし，特別の法律の規定に基づき株式の譲渡に関して制限を行う場合であって，かつ，その内容が本所の市場における売買を阻害しないと認められるときは，この限りでない。

(15) 完全子会社化

上場会社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(16) 指定振替機関における取扱い

当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(17) 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合

(18) 全部取得

上場会社が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

(19) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、本所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

- 2 上場銘柄が外国株券である場合には、第1項第2号から第19号まで（第3号、第13号、第14号及び第16号を除く。）のいずれかに該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。

(1) 外国の金融商品取引所等における上場廃止等

次のa又はbに該当する場合。ただし、当該銘柄の外国の金融商品取引所等における上場廃止の理由等又は本所における流通の状況その他の事由を勘案して、上場を廃止することが適当でないと認められるときは、この限りでない。

a 外国の金融商品取引所に上場されている銘柄（当該銘柄に係る権利を表示する外国株預託証券が上場されている場合を含む。）については、当該金融商品取引所における当該銘柄（当該銘柄に係る権利を表示する外国株預託証券を含む。）の上場廃止が決定されたとき。

b 外国の組織された店頭市場で取引されている銘柄（当該銘柄に係る権利を表示する外国株預託証券が取引されている場合を含む。）については、当該店頭市場における当該銘柄（当該銘柄に係る権利を表示する外国株預託証券を含む。）の相場を即時に入手することができない状態となったと本所が認めたとき。

(2) 浮動株式数

上場外国会社の事業年度の末日において、浮動株式数が次の銘柄の区分に従い、当該区分に定める株式数に満たない場合において、1か年以内に当該区分に定める株式数以上とならないとき。

a 1,000株単位銘柄については、500万株
b 500株単位銘柄については、250万株

- c 100株単位銘柄については、50万株
- d 50株単位銘柄については、25万株
- e 10株単位銘柄については、5万株
- f 1株単位銘柄については、5,000株

(3) 流通状況

次のa又はbに該当する場合

- a 外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている銘柄（当該銘柄に係る権利を表示する外国株預託証券が上場又は継続的に取引されている場合を含む。）については、外国の金融商品取引所等における当該銘柄（当該銘柄に係る権利を表示する外国株預託証券を含む。）についての流通の状況が著しく悪化したと認めた場合。ただし、本所における流通の状況その他の事由を勘案して、上場を廃止することが適当でないと認められるときは、この限りでない。
- b 本所のみに上場されている銘柄（当該銘柄に係る権利を表示する外国株預託証券が外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合に限る。）については、本所における当該銘柄についての流通の状況が著しく悪化したと認めた場合

(4) 指定振替機関における取扱い

当該銘柄が指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務（指定振替機関が振替法第9条第1項ただし書の規定に基づき兼業の承認を受けた外国株券等の保管及び振替決済に関する業務をいう。）における取扱いの対象とならないこととなった場合

(5) 株式の譲渡制限

上場外国会社が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。ただし、株式の譲渡に関して制限を行うことが本国の法律の規定の適用を受けるために必要と認められる場合又はこれに準ずる場合であって、かつ、その内容が本所の市場における売買を

阻害しないものと認められるときは、この限りでない。

3 上場銘柄が外国株預託証券等である場合には、第1項第3号から第19号まで（第12号、第13号及び第15号を除く。）のいずれかに該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。

(1) 預託契約等の終了

上場審査基準第4条第1項第13号に規定する預託契約等その他の契約が終了となる場合。ただし、上場外国株預託証券等に係る預託機関等の変更により当該預託契約等その他の契約が終了となる場合は、この限りでない。

(2) 前項各号のいずれかに該当する場合。この場合における前項第1号及び第3号の規定の適用については、これらの規定中「当該銘柄に係る権利を表示する外国株預託証券」とあるのは「当該銘柄に表示される権利に係る外国株券」とする。

(3) 当該銘柄が受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務（指定振替機関が振替法第9条第1項ただし書の規定に基づき兼業の承認を受けた外国株信託受益証券及び外国ETF信託受益証券（ETFに関する有価証券上場規程の特例に規定する外国ETF信託受益証券をいう。）の保管及び振替決済に関する業務をいう。）における取扱いの対象とならないこととなった場合

（審査の資料）

第3条 前条第1項第1号、第2号及び第5号並びに同条第2項第3号（同条第2項若しくは第3項による場合を含む。）については、上場会社の事業年度の末日現在の資料に基づいて審査を行う。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第1号a又はbに定める期間内における各号並びに同項第2号ただし書の規定を適用する場合における各号については、本所が定めるところにより、上場会社の事業年

度の末日以外の時現在の資料に基づいて審査を行うことができる。

(再建計画等の審査に係る申請)

第3条の2 本所は、第2条第1項第7号に定める本所が適當と認める再建計画であるかどうか及び上場時価総額の審査は、上場会社からの申請に基づき行うものとする。この場合において、当該申請は、本所が定めるところによるものとする。

2 前項の申請が行われなかつた場合は、第2条第1項第7号前段に該当したものとみなす。

(実質的存続性の喪失(不適當な合併等)の審査に係る申請等)

第3条の3 本所は、第2条第1項第9号に定める株券上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合しないかどうかの審査については、上場会社からの申請に基づき行うものとする。この場合において、当該申請は、本所が定めるところによるものとする。

2 前項の申請が行われなかつた場合(当該申請が行われないことが明らかな場合を含む。)は、第2条第1項第9号に該当したものとみなす。

3 上場会社が、第1項の規定に基づき、申請を行う場合は、当該上場会社は、幹事取引参加者の作成した本所所定の「確認書」を提出するものとする。

4 上場会社が、株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受けて上場した会社である場合における当該上場会社に対する前3項及び第2条第1項第9号(外国株券である場合を含む。)の規定の適用については、当該上場会社を同基準第4条第3項の規定の適用に伴い、上場廃止となった会社と同一のものとみなして、これを取り扱うものとする。ただし、本所が適當でないと認める場合は、この限りでない。

(監理銘柄及び整理銘柄の指定)

- 第3条の4 上場株券，上場優先出資証券又は上場外国株預託証券等が上場廃止となるおそれがある場合には，本所は，その事実を投資者に周知させるため，当該上場株券，上場優先出資証券又は上場外国株預託証券等を監理銘柄に指定することができる。
- 2 上場株券，上場優先出資証券又は上場外国株預託証券等の上場廃止が決定された場合には，本所は，その事実を投資者に周知させるため，当該上場株券，上場優先出資証券又は上場外国株預託証券等を整理銘柄に指定することができる。
- 3 監理銘柄及び整理銘柄に関し必要な事項については，監理銘柄及び整理銘柄に関する規則により定める。

(上場廃止日の取扱い)

- 第4条 当該銘柄の上場廃止が決定された場合における上場廃止日の取扱いは，本所が定めるところによる。

付 則(抄)

- 1 この基準は，昭和47年7月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は，昭和50年4月1日から施行する。

付 則

この基準は，昭和50年9月30日から施行する。

付 則

この基準は，昭和52年3月1日から施行する。

付 則

この基準は，昭和52年4月1日から施行する。

付 則

この基準は，昭和52年9月30日から施行する。

付 則

この基準は、昭和53年10月11日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、昭和57年10月1日から施行する。ただし、第2条第1項第11号の規定は、同年12月1日から施行する。
- 2 額面金額が50円の株式で、1単位の株式の数が1,000株未満である場合には、第2条第1項第2号bに規定する上場株式数について、昭和60年10月1日以後最初に到来する決算期まで、株券上場審査基準第4条第1項第1号aのかっこ書の規定に基づく株式数の読み替えを行わないものとする。
- 3 この基準施行の日以後1年以内に到来する決算期における第2条第1項第2号の規定の適用については、同号中「1か年以内」とあるのは「3か年以内」とし、昭和58年10月1日以後1年以内に到来する決算期における第2条第1項第2号の規定の適用については、同号中「1か年以内」とあるのは「2か年以内」とする。

付 則

この基準は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、昭和58年11月1日から施行し、同日以後に行う株券の上場廃止に係る審査から適用する。

付 則

この基準は、昭和61年11月1日から施行する。

付 則

この基準は、昭和63年1月13日から施行する。

付 則

この基準は、平成2年12月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成3年6月14日から施行する。

付 則

この基準は、平成4年2月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成8年1月1日から施行し、同日以後に行う株券の上場廃止に係る審査から適用する。

付 則

この基準は、平成8年8月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成8年10月1日から施行し、同日以後に行う株券の上場廃止に係る審査から適用する。

付 則

この基準は、平成9年1月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成10年1月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成10年3月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成10年12月1日から施行する。

付 則

1 この基準は、平成11年2月1日から施行する。

2 改正後の第2条第1項第5号の規定は、平成15年1月1日以後の決算期において該当する上場銘柄から適用し、同日前に到来する決算期において該当することとなる上場銘柄については、なお従前の例による。

付 則

1 この基準は、平成11年8月1日から施行する。

2 改正後の第2条第1項第10号の規定は、平成11年4月1日以後に開始する事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表等並びに平成12年4

月1日以後に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間財務諸表等について適用し，平成11年4月1日前に開始する事業年度及び連結会計年度に係るもの並びに平成12年4月1日前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係るものについては，なお従前の例による。ただし，平成11年4月1日前に開始する事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表等又は平成12年4月1日前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間財務諸表等について，上場会社の有価証券届出書，有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等が，財務諸表等の用語，様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令（平成11年大蔵省令第21号）による改正後の財務諸表等規則若しくは連結財務諸表の用語，様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令（平成11年大蔵省令第22号）による改正後の連結財務諸表の用語，様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）により作成されている場合又は中間財務諸表等の用語，様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令（平成11年大蔵省令第23号）による改正後の中間財務諸表等の用語，様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）若しくは中間連結財務諸表の用語，様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）により作成されている場合は，当該財務諸表等又は中間財務諸表等から適用する。

付 則

この基準は，平成11年11月10日から施行する。

付 則

- 1 この基準は，平成12年3月15日から施行する。ただし，改正後の第2条第1項第6号の規定は，民事再生法（平成11年法律第225号）の施行の日から施行する。

（注）「民事再生法（平成11年法律第225号）の施行の日」は平成12年4月1日

- 2 前項ただし書に定める施行の日前に和議を必要とするに至った又はこれに準ずる状態となった上場会社については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この基準は、平成13年4月2日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項第9号の規定は、平成13年3月末日以降に終了する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。

付 則

この基準は、平成13年5月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の昭和58年11月1日改正付則第2項及び第3項並びに平成10年12月1日改正付則第2項の規定は、商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号）附則第2条又は第24条においてなお従前の例によるとされた自己株式については適用しない。

付 則

この基準は、平成14年5月13日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成15年1月1日から施行する。
- 2 この基準施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに上場申請され、かつ、上場日を迎えていない銘柄及び施行日に現に上場している銘柄については、改正後の第2条第1項第4号の規定は、平成15年4月を審査対象とする上場時価総額の審査から適用するものとする。
- 3 改正後の第2条第1項第5号の規定は、平成16年1月1日以後開始する連結会計年度又は事業年度において該当する上場銘柄から適用し、当該連結会計年度又は事業年度前の決算期において該当することとなる上場銘柄については、なお従前の例による。

付 則

この基準は，平成15年1月14日から施行する。

付 則

この基準は，平成15年4月1日から施行する。

付 則

この基準は，平成15年4月1日から施行する。

付 則

この基準は，平成15年4月1日から施行し，平成15年3月1日以後終了する事業年度及び連結会計年度に係る監査報告書並びに平成15年3月1日後開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間監査報告書について適用し，平成15年3月1日前に終了する事業年度及び連結会計年度に係るもの並びに平成15年3月1日以前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係るものについては，なお従前の例による。

付 則

この基準は，平成15年5月8日から施行する。

付 則

この基準は，平成16年8月2日から施行する。

付 則

- 1 この基準は，平成17年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項第10号の規定は，この基準施行の日(以下「施行日」という。)以後開始する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。
- 3 改正後の第2条第1項第11号aの規定は，施行日以後に内閣総理大臣等に提出される有価証券報告書等から適用する。
- 4 施行日において現に上場会社である会社のうち，改正後の第2条第1項第13号に規定する株式事務代行機関を設置していない会社については，施行日以後最初に到来する決算期に関する定時株主総会の招集

日から起算して1か月目の日を迎えたときから同号の規定を適用する。

- 5 平成4年2月1日改正付則第2項を削る改正規定は、施行日以後開始する事業年度の翌事業年度を審査対象決算期とする少数特定者持株数の審査から適用する。

付 則

- 1 この基準は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、本所が指定する銘柄に関するこの基準の適用については、本所が銘柄ごとに定める日までは、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、同項の銘柄が、平成18年12月29日までに指定保管振替機関の外国株券等保管振替決済業務（指定保管振替機関が定める外国株券等の保管及び振替決済に関する規則に規定する外国株券等保管振替決済業務をいう。）における取扱いの対象とならなかつた場合は、改正後の第2条第2項第4号に該当したものとみなす。

付 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この基準は、平成19年10月29日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成19年12月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項第1号及び第2号の規定は、施行日以後に到来する上場会社の事業年度の末日の審査から適用する。

付 則

- 1 この基準は、平成20年2月1日から施行する。

- 2 本所は、施行日の前日において監理ポスト又は整理ポストに割り当てられている銘柄を、第3条の4の改正規定に従い、施行日にそれぞれ監理銘柄又は整理銘柄に指定するものとする。

付 則

- 1 この基準は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項第10号及び第11号の規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度から適用し、施行日よりも前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 施行日から起算して1年以内に開始する事業年度における四半期報告書に関する改正後の第2条第1項第10号の規定の適用については、同号中「1か月以内」とあるのは「45日以内」と、「3か月以内」とあるのは「105日以内」とする。

付 則

この基準は、平成20年5月12日から施行する。

付 則

この基準は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成21年12月30日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項第9号の2の規定は、この改正規定施行の日以後に第三者割当に係る募集事項を決定する上場会社から適用する。

付 則

この基準は、平成22年6月30日から施行する。

付 則

この基準は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成25年1月1日から施行する。